

四半期報告書

(第144期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

日本板硝子株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	5
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	19
(3) ライツプランの内容	26
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	26
(5) 大株主の状況	26
(6) 議決権の状況	27

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	30
(2) 四半期連結損益計算書	32
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	34

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第144期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長兼CEO 藤本 勝司
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9527
【事務連絡者氏名】	経理部 松園 元則
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5443-9527
【事務連絡者氏名】	経理部 松園 元則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第143期 第3四半期 連結累計期間	第144期 第3四半期 連結累計期間	第143期 第3四半期 連結会計期間	第144期 第3四半期 連結会計期間	第143期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	586,437	443,867	155,355	150,878	739,365
経常利益（△損失）（百万円）	4,581	△25,755	△7,959	△1,012	△12,259
四半期（当期）純利益（△損失） （百万円）	10,543	△32,066	△7,768	△5,818	△28,392
純資産額（百万円）	—	—	285,906	262,430	257,223
総資産額（百万円）	—	—	1,019,502	989,147	1,025,221
1株当たり純資産額（円）	—	—	413.06	332.38	369.15
1株当たり四半期（当期）純利益 （△損失）金額（円）	15.78	△50.74	△11.63	△9.74	△42.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	14.83	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	27.1	25.6	24.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	17,951	△9,477	—	—	△32,597
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	9,746	4,204	—	—	2,589
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△67,308	12,883	—	—	15,840
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	51,420	85,529	75,598
従業員数（人）	—	—	32,771	28,630	31,436

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、第143期第3四半期連結累計期間のみ記載しております。それ以外の期間は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間における、主要な関係会社の異動は、概ね次の通りであります。

（機能性ガラス事業）

当社の連結子会社のうち、日本無機㈱を売却しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、次の連結子会社を売却いたしました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
日本無機㈱	東京都 中央区	百万円 1,323	空気清浄品等の製造・販売	100.0	製品の一部を当社が仕入れて おります 役員の兼任等・有

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	28,630 [6,070]
---------	-------------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に人員数を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、臨時工、契約社員、嘱託、パートタイマー、定年退職後継続雇用者、派遣社員が含まれております。なお、派遣社員につきましては第1四半期連結会計期間から新たに含めております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	2,310 [329]
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に人員数を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、臨時工、契約社員、嘱託、パートタイマー、定年退職後継続雇用者、派遣社員が含まれております。なお、派遣社員につきましては第1四半期会計期間から新たに含めております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
建築用ガラス事業 (百万円)	63,743	85.3
自動車用ガラス事業 (百万円)	73,997	146.6
機能性ガラス事業 (百万円)	16,421	82.8
その他の事業 (百万円)	5,348	81.3
合 計	159,509	105.2

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

受注生産形態をとらない製品が多く、事業の種類別セグメントに示すことは難しいため記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
建築用ガラス事業 (百万円)	62,526	84.6
自動車用ガラス事業 (百万円)	65,339	113.6
機能性ガラス事業 (百万円)	17,828	94.5
その他の事業 (百万円)	5,185	101.4
合 計	150,878	97.1

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売実績の「主な相手先別」は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載は行っておりません。
3. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2【事業等のリスク】

当社グループでは、各決算日時点の事業活動状況並びに財政状態に照らして、主要な財務上及び事業運営上のリスク要因につき、定期的な見直しを行っております。今般の世界的な景気の後退とその回復の兆候を受けて、当社グループは、平成21年3月期の有価証券報告書並びにその後の四半期報告書において記載した事業上及びその他の経済上のリスクについて、こうした世界の経済状況の変化を反映するよう更新することが適切と判断しました。当第3四半期連結会計期間において、当社グループが認識している主要な財務上並びに事業運営上のリスクは、以下に記載の通りです。

なお、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況は、当連結会計期間においては存在していません。

(1) 経済状況

当社グループ製品の売上の多くは、日本、欧州及び北米の市場におけるものであり、平成21年3月期において、それぞれ当社グループの売上の28%、47%、13%を占めています。当社グループの顧客の事業環境の変化は、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。これらの地域における経済状況または特定の事業環境が悪化した場合、当社グループの業績及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の産業・分野への依存

当社グループの外部売上高の88%が建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業によるものであり、平成21年3月期において、それぞれ当社グループの外部売上高の47%及び41%となっております。また、当社グループの外部売上高は主に建設、住宅産業及び自動車産業の顧客に対する売上であります。これらの業界は、平成21年3月期の年度中に始まった世界的な景気後退の影響を強く受けております。

(3) 競争

当社グループは、日本及び海外のガラス製品メーカーと競争関係にあります。また、プラスチック及び金属等の、建築分野、自動車分野または情報電子分野等で使用されるその他の素材メーカーとも競争関係にあります。当社グループでは、独自技術、独自商品の市場への提供による競争優位性の確保を図ってまいりますが、市場ニーズの変化、低コスト製品を提供するメーカーの台頭または強固な顧客基盤や知名度を有するメーカーの参入等によって当社グループの競争優位性が確保できないような場合や競合他社が当社グループが受けることができない政府による支援を受けている場合には、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新製品の開発および技術革新

当社グループは、既存分野における独自の技術、並びに独自の商品の開発に注力するとともに、既存分野以外の新分野における新商品の開発を進めております。新製品の開発プロセスは長期的で費用がかさむ可能性があり、さらに新製品の販売収益を得る前に相当額の資本および資源の投資が必要となる場合があります。また、競合他社が当社グループより早く市場に製品を送り出した場合や代替技術あるいは代替製品が市場に受け入れられた場合には、当社グループの製品開発のための投資は当初予想した利益をもたらさない可能性があります。また、当社グループが技術革新を予測し、またはこれに迅速に対応できず、また、顧客のニーズに適応した新製品の開発に成功しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替および金利変動

当社グループは、日本及び欧州をはじめとして、世界各国に製造拠点を有し、世界中の顧客に製品を販売しており、当社グループの関連市場にまたがる為替レート変動および金利変動のリスクにさらされています。また、海外の現地通貨で表示される資産・負債等は、連結財務諸表作成の際に円換算されるため、為替レートの変動による影響を受ける可能性があります。さらに、金利の変動は支払利息、受取利息あるいは金融資産及び負債の価値に影響を与える可能性があります。

当社グループは、為替及び金利の変動に対応するために各種ヘッジに取り組んでおります。当社グループは世界29カ国に生産拠点を有し、130カ国で販売活動を行っているため、為替変動のリスクにさらされています。また、当社グループが抱えるネット借入残高の水準に応じて、金利変動のリスクも発生します。このため、例えば外貨建ての資産は、同じ通貨建ての借入を行うことにより、為替変動の影響を純資産の部で相殺させる形でのヘッジを行っております。また当社グループには、主として円建、ユーロ建、米ドル建並びにポンド建の借入金があり、これらに係る金利については固定利率と変動利率の両方がありますが、為替や金利の変動を想定範囲内に収めるために、必要に応じてデリバティブをヘッジ手段として活用しております。

このような目的のために利用するデリバティブは、主として金利スワップと為替予約です。金額が重要な外貨建て取引で且つ有効なヘッジ関係が成立する可能性が高い場合には、為替予約取引を活用することがあります。尚、当社グループは投機を目的としたデリバティブ取引は行っていません。

金利変動のリスクについては、まず変動利率または固定利率で借入れを行い、その後に金利スワップ契約や金利先渡し契約を締結することによってヘッジを行っています。現在、予想ネット借入額の30～70%の範囲内において常時ヘッジすることを方針にしております。

(6) 年金の未積立債務

当社グループでは、世界各国において、数々の外部拠出または内部積立による企業年金制度ならびに退職者向け医療給付制度を運営しています。年金資産の価値や割引率が大きく変動した場合には、当社グループの退職給付制度に対する追加的な資金拠出義務が生じる可能性があります。当社グループでは、従業員に対して適切な退職給付制度を提供しつつも、グループへのリスクを低減するため、退職給付債務につき定期的なレビューを行っています。

(7) 原燃料の調達および製品供給

ガラスの製造過程においては、珪砂やソーダ灰などの特定の原料と、重油や天然ガス等の燃料が必要となります。原燃料の調達費用の変動は、当社グループの業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、商品デリバティブ取引やスワップ取引により、原燃料の価格変動から受ける影響を低減しておりますが、これらの手法によって原燃料価格の上昇による影響を排除できるという保証はありません。

当社グループは、原燃料の調達に関して、選定された仕入先との間で中長期にわたる固定価格での購入契約を締結しています。また、当社グループの製品は、当社グループ自身の販売網に加え、外部の販売業者を通じて販売されています。何らかの理由により主要な仕入先や販売業者との関係が終了したり、これに重要な変更が生じたり、あるいは、これらの仕入先において契約上の義務を履行できない事由が生じた場合には、現在よりも不利な条件での契約締結を余儀なくされたり、原燃料の仕入れや製品の流通に支障が出るなどの可能性があります。当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権

特許権その他の知的財産権は、当社グループの事業における大きな強みです。しかしながら、当社グループの有する知的財産権を適切に保護できるとの保証はありません。また、当社グループは全世界的に事業を進めており、知的財産権に関する第三者との紛争のおそれが増加しています。このような知的財産権に関する侵害や紛争は、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 民事賠償責任

当社グループのガラス製品の欠陥により第三者に損害が発生した場合、当社グループは製造物責任等に基づく民事賠償責任を負うおそれがあり、また、これにより当社グループの社会的評価が低下するおそれがあります。

また、当社グループでは、高品質製品の製造に注力しておりますが、予期せぬ問題が生じた場合、リコールを余儀なくされることがあります。その場合、当社の社会的評価が低下し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社グループは平成21年12月31日に株式交換により、Taicang Pilkington China Glass SpecialGlass Limited社（太倉中玻皮爾金頓特種玻璃有限公司＝TPCGSG社）の株式を100%取得することについて、China Glass Holdings社（CGH社）と合意しました。当社グループはCGH社が保有するTPCGSG社の株式を取得し、代わりに、当社グループが保有するJV Investments Limited社の株式14.68%をCGH社に譲渡します。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループの主要な市場の状況は、引き続き厳しさはあるものの、当第3四半期において少しずつ改善の傾向を示しながら推移しました。当社グループの建築用ガラス事業では、商業用及び住宅用ガラス向けとも需要は低水準で推移しました。自動車用ガラス事業では、政府による自動車の買替支援制度が終了した時に需要が後退する懸念はありますが、市場の回復が更に進みました。機能性ガラス事業では、更なる市場の回復が見られました。

欧州では、建築用ガラス市場は厳しさが続いており、販売数量も前年同期の水準を約20%下回っています。数量は低水準が続きましたが、市場価格は、年度の前半に実施した引き上げが比較的順調に浸透したため、前年との比較では平均約10%下回る水準で推移しました。自動車用ガラス市場に関しては、累計の乗用車販売は前年割れの状況でした。当第3四半期の販売数量は、第1及び第2四半期と同様の水準となり、前年下半期に経験した水準からは改善を見せていますが、世界的な経済状況の悪化が起きる以前の水準からはなお大幅に下回っています。各国政府による自動車の買替支援制度も、需要の安定に寄与しました。欧州の自動車補修用（AGR）市場は、経済活動全般の低迷に反して堅調を維持しました。タイミングベルト用ゴムコードの需要は、当第3四半期においても回復が続きました。

日本における市場環境は、厳しい状況が続きました。新設住宅着工戸数は前年の水準を約30%下回り、主要製品の市場価格も前年を大きく下回りました。自動車用ガラス市場は、当第3四半期にわずかに改善したものの、需要は低迷が続きました。機能性ガラス製品に対する需要は、前年の低水準から改善が続きました。

北米では、経済活動の低迷が続きました。建築用ガラス市場では、住宅着工戸数が相変わらず前年の水準を下回っている一方、商業用の市場もなお大きく落ち込んでいます。累計の新車販売は、「Cash for clunkers」と呼ばれる米国政府による買い替え支援制度による効果はあったものの、制度の終了に伴い当第3四半期は第2四半期より減少しました。自動車補修用（AGR）市場は、販売価格と数量の両方で下落圧力が高まっており、厳しい状況で推移しました。

当社グループが事業展開している新興国地域の市場は、先進国地域と比較して比較的良好に推移しました。

当第3四半期連結会計期間における連結売上高は1,509億円となり、前年同期の売上高1,554億円に比べて3%の減少となりました。営業損益は、主として既に実施した事業構造改善施策に伴うコスト削減効果により、34億円改善し4億円の営業損失となりました。四半期純損益も、20億円改善し58億円の純損失となりましたが、純損失縮小の主因は営業損益段階での改善によるものです。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①建築用ガラス事業

当第3四半期連結会計期間における建築用ガラス事業の業績は、当事業を展開する世界主要地域の多くにおいて厳しい市場環境が続く状況を反映して、営業損失を計上しました。当会計期間の業績は、販売数量の減少と価格の低下を受けて前年同期より大きく悪化しましたが、コスト削減の効果が全ての地域で実現したことや、年度前半より設定した販売価格が順調に浸透したことにより、第2四半期に比べて改善しました。

欧州における建築用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高の48%を占めています。厳しい市場環境のもと販売価格と数量が大きく低下したため、当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同期を下回りました。これを受けて営業損益も悪化しました。しかし、年度前半に実施した販売価格の値上げが比較的順調に受け入れられたことや、追加的なコスト削減の効果により、損失の額は第2四半期との比較では縮小しました。

日本における建築用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高の31%を占めています。当第3四半期連結会計期間の売上高は、厳しい市場環境の中で販売数量が減少したため、前年同期より減少しました。この結果、利益率も大きく低下しました。しかし、コスト削減効果が続いているため、営業損失の額は第2四半期より改善しました。

北米における建築用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち9%を占めています。販売数量と価格の低下により、当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同期に比べて減少しました。大手顧客の信用悪化の影響がコスト削減やプロダクト・ミックス改善の効果を相殺し、営業損益も悪化しました。

その他の地域は、南米や東南アジアでの建築用ガラス事業を含んでおり、当第3四半期連結会計期間の売上高は、世界的な景気後退の影響が先進国地域に比べて小さかったため、前年同期並となりました。また、営業利益も、効率改善やコスト削減により、前年同期から改善しました。

以上より、当第3四半期連結会計期間における建築用ガラス事業の売上高は625億円、営業損失は22億円となりました。

②自動車用ガラス事業

当第3四半期連結会計期間において、自動車用ガラス事業の営業損益は、第1及び第2四半期の赤字から黒字に転じました。当第3四半期の営業利益は、前年同期比で見ても大幅な改善となっています。当第3四半期は、政府の支援制度の継続にも支えられて、需要は落ち着きを維持しました。営業損益の改善は、既公表済みの事業構造改善施策に伴う更なるコスト削減効果の実現によるものです。

欧州における自動車用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高の50%を占めています。欧州の新車向け（OE）部門では、当第3四半期連結会計期間の売上高は、第2四半期比で横ばいでしたが、前年同期との比較では、需要が政府による自動車の買替支援制度に支えられた影響により大幅な増加となりました。コスト削減の効果も持続しており、営業損益の改善につながっています。補修用（AGR）部門の業績は、売上高や営業利益はなお前年同期の水準を下回っているものの、経済活動全般の低迷に比して相対的には堅調でした。

日本における自動車用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち16%を占めています。当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同期並みでしたが、販売数量が主に政府の補助金制度により徐々に増加しているため、売上高及び営業損益とも第2四半期より改善しました。

北米における自動車用ガラス事業売上高は、グループ全体における当事業売上高のうち21%を占めています。当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同期を僅かに下回り、また「Cash for clunkers」と呼ばれる米国政府による買い替え支援制度の終了により、第2四半期に比べても僅かに下回りました。当第3四半期のOE部門の営業損失は、前年同期及び第2四半期並みでした。AGR部門の利益率は、需要と市場価格の双方が減少したことにより、引き続き前年同期の水準を下回りました。

その他の地域では、当第3四半期連結会計期間の売上高と営業利益は、新興市場である国・地域において先進国・地域に比べて好調を維持したため、前年同期を大幅に上回りました。

以上より、当第3四半期連結会計期間における自動車用ガラス事業の売上高は653億円、営業利益は3億円となりました。

③機能性ガラス事業

機能性ガラス事業の当第3四半期連結累計期間の売上高と営業利益は、前年同期を下回りました。しかし季節要因による需要増加と市場環境の改善基調により、当第3四半期連結会計期間の業績は、第2四半期より更に改善を見せました。円高が、プリンター及びスキナー用部品の輸出に引き続き影響を与えています。

以上より、当第3四半期連結会計期間における機能性ガラス事業の売上高は178億円、営業利益は23億円となりました。

④その他の事業

この分野にはエンジニアリング売上等が計上されていますが、上記の事業に含まれない小規模な事業も含まれています。その他の事業の営業損失は、当第3四半期連結会計期間にエンジニアリング収益が発生したため、前年同期より縮小しました。

以上より、当第3四半期連結会計期間におけるその他の事業の売上高は52億円、営業損失は8億円となりました。

⑤持分法適用会社

当社グループにおける持分法適用会社の損益は、連結損益計算書の営業外損益の部に反映されています。持分法による投資損益は、主に当社グループの合併事業であるブラジルのCebra社の利益が前年同期比で減少したため、悪化しました。それ以外の地域においても、ほとんどの合併事業並びに関連会社が、引き続き厳しい市場環境に置かれており、損益が悪化しています。

所在地別セグメントの業績

①欧州

欧州は、当第3四半期連結会計期間の売上高が、前年同期に比べて14億円減少し657億円となりました。営業損益は、30億円改善し4億円の損失となりましたが、これは売上高減少の影響をコスト削減で補ったことによるものです。

②日本

日本は、当第3四半期連結会計期間の売上高が、前年同期に比べて20億円減少し461億円となりましたが、営業利益は8億円増加し13億円となりました。売上高の減少が、主として建築用ガラスの数量減によるものだったのに対して、営業利益の増加は機能性ガラス市場の回復によるものでした。

③北米

北米は、建築用ガラス事業及び自動車用ガラス事業での需要低下を受けて、当第3四半期連結会計期間の売上高が39億円減少し180億円となりました。営業損失は38億円となりましたが、主要顧客の信用悪化の影響もあり、前年同期より損失が25億円増加しました。

④その他の地域

その他の地域は、当第3四半期連結会計期間の連結売上高が前年同期比28億円増加し211億円となりました。この増加は、主として、南米における自動車用ガラス事業においてもたらされたものです。営業利益も、19億円増加し25億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社グループでは、フリー・キャッシュ・フローを安定的に生み出すことが、短期的な有利子負債の削減につながるだけでなく、長期的にも収益性の高い成長分野に投資する機会をもたらすと考えており、グループの重要課題であると認識しております。

当第3四半期連結会計期間の営業キャッシュ・フローは、グループの事業構造改善施策の実施にかかる支出の発生もあり、前年同期の33億円のプラスから39億円のマイナスへと悪化しました。一方、投資キャッシュ・フローは、前年同期の138億円のマイナスから改善し、7億円のプラスとなりました。主な要因は、設備投資の減少と子会社株式の売却収入でした。

当社グループは、3段階のフェーズで構成される長期ビジョンの「フェーズ1」において設備投資を抑制的に運営することを継続方針としており、また、株主の皆様にとっての企業価値を最大限に高めるという観点に照らして、将来の各フェーズにおいてコアとなりえないと判断した資産や事業は処分する方針であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期までの9ヶ月間の累計業績は、当初予想の通り、市場環境が極めて良好であった前年同期を大きく下回っております。しかし、当第3四半期連結会計期間において、営業損失の額は、ブレイク・イーブンに近い水準まで縮小しており、当社グループの大部分の事業では、営業損益が改善しています。当社グループでは、短期的には、これ以上の劇的な市場環境の改善は見込んでおりません。特に、自動車用ガラス事業においては、政府による自動車購入の支援プログラムの終了により、需要は若干弱くなるものと想定しております。

当社グループが既に公表しております事業構造改善諸施策については、引き続き当初計画通り進捗しました。この諸施策の結果、当年度9ヶ月間において、グループ全体で2,000名の人員の削減を実施しており、累計では6,500名の削減を完了しました。当社グループでは、平成22年3月末までに当初計画の6,700名の削減を完了できるものと見込んでおります。

当社グループの業績予想では、今後の業績変動について慎重かつ保守的に考慮しておりますが、既存の融資枠の範囲内で事業継続が可能と判断しております。当社グループは現行融資の償還期限前にその更新について金融機関と交渉を実施する予定です。将来の借入要件について金融機関に打診している中で、今のところ、当社グループに受諾可能な条件での融資の更新が不可能となるような状況は想定しておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は62億円となりました。事業部門別の内訳は、建築用ガラス事業部門にて31億円、自動車用ガラス事業部門にて18億円、機能性ガラス事業部門にて9億円、その他の事業部門において4億円となっております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、社債、ファイナンス・リース契約、または株主資本があげられます。当第3四半期連結会計期間末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金が約84%、社債が15%、ファイナンス・リース契約が1%となっております。

当社グループは、最適な調達手法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としております。

当第3四半期連結会計期間末のネット借入残高は、前連結会計年度末（平成21年3月31日）から164億円減少し、3,150億円となりました。これは主に、300億円の優先株式発行収入によるものですが、一部は、当社グループの既公表計画に沿った事業構造改善費用の支出によって相殺される形となりました。為替変動により、ネット借入は約71億円増加しました。当会計期間末の総借入残高は、4,143億円となっております。当社グループでは、平成22年1月29日付で契約締結された、350億円相当の調達を含め、当期において主としてリファイナンスのため約1,120億円の外部借入を実施しました。今回締結された契約の借入期間は5年で、返済スケジュールを考慮した借入平均年限は4年となっており、その資金使途として、平成23年2月に期限を迎える借入金の前倒し返済に充当する予定にしております。当社グループでは、継続的な借入金の管理とリファイナンス計画の実行を通じて、期限を迎えた借入金の借り換え並びにグループ全体の流動性の向上を図ってまいります。既に平成22年3月期に期限を迎える借入金のリファイナンスは完了しており、平成23年3月期に期限を迎える借入金の残りのリファイナンスについても進捗中であり、なお、平成21年12月末時点で、未使用のコミットメントライン（借入枠）を、平成23年2月期限にて225億円、平成25年11月期限にて400億円、それぞれ保有しております。

平成18年6月の Pilkinton 社買収以降のネット借入残高の推移は、以下の通りとなっております。

	ネット借入残高
	百万円
平成18年6月末	514,097
平成19年3月末	400,203
平成20年3月末	328,479
平成21年3月末	331,343
平成21年12月末	314,955

純資産の部は、前連結会計年度末から52億円増加し、当連結会計期間末（平成21年12月31日）では2,624億円となりました。平成21年7月1日付けで、当社グループは総額300億円の優先株式の発行を行いました。

当社グループは長期債務に対する投資格付を3つの格付機関より取得しています。現在、ムーディーズからは”Baa3”、格付投資情報センター（R&I）からは”BBB”、そして日本格付研究所（JCR）からは”BBB+”をそれぞれ取得しておりますが、当社グループがネット借入残高の削減をさらに進めることにより、これらの格付は維持できるものと考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営の基本方針は、「オープンでフェア」「企業倫理の遵守」「地球環境問題への貢献」を基本姿勢とし、「先進性があり、かつグローバルで存在感のある企業」と同時に「すべてのステークホルダーにとってのグループ企業価値の向上」を目指しております。

当社グループの使命は、グループの人材及び技術を最大限に活用し、たゆまざイノベーションを追求することによって、ガラス製品の製造販売においてグローバルリーダーになることです。当社グループの事業は、建築用ガラス、自動車用ガラス、機能性ガラスの3事業からなっております。

当社では、平成18年7月に発表した3段階からなる10年計画を策定実施しております。この計画は、当社グループの長期ビジョンの中核をなすものであり、基本的な目標に変更はありません。しかしながら、世界市場の減速を受けて、平成23年3月期を10年計画の中間地点として設定した中期計画の目標値につきましては、現在見直しを行っております。

当面の優先事項は事業再構築諸施策の実施であり、フェーズ1の目標達成です。フェーズ1の目標とは、事業統合、競争力の強化、財務体質の強化、成長への土台作りです。

これらの目標達成に向けては、新しいグローバル組織の確立、事業シナジーの実現など着実に前進しています。グループ組織の簡素化、取締役会の構成とコーポレート・ガバナンスの変更についても発表いたしました。平成18年6月の Pilkinton 社買収以降、ネット借入残高は1,991億円（約40%）削減しております。新興市場で成長への土台作りについても、東欧、南米、インド、中国等の地域で合弁事業や工場新設により事業拡大の準備をしております。

フェーズ1は当初、4年間で完遂する計画としたうえで、予定よりも早く目標を達成すると見込んでおりました。しかし、いまや景気後退の影響によりその達成には4年にかかるものと考えております。平成21年1月に発表した通り、当社グループでは成長戦略に沿って重点化するべく、慎重に投資計画を見直しました。太陽電池向けガラス事業を成長のための重点領域として位置づけており、短期における全体の投資総額を抑える一方でその中に占める同事業への投資割合を増やして参ります。

フェーズ2では、板ガラス事業における確固たる成長戦略の展開、特に地理的に将来高成長が見込める国々への算入を目指します。また競争力を高め、画期的な商品の立ち上げ、研究開発における競争力向上、新しい技術開発が進むような環境整備を行います。

フェーズ3では、更なる成長のための新事業分野の探索を行うとともに、グループが持つ強み（市場資産、技術資産、事業資産）を活かした新しい事業分野の探索、周辺事業分野での企業買収、合併、提携先の模索を行います。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,775,000,000
A種優先株式	3,000,000
計	1,775,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。ただし、発行済種類株式総数の合計は発行可能株式総数を超えることができません。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	669,550,999	669,550,999	東京証券取引所第一部 大阪証券取引所第一部	単元株式数 1,000株(注2)
A種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注3)
計	672,550,999	672,550,999	—	—

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。
3. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(A) A種優先株式の特質

1. 割当株式数に変更される旨

A種優先株式は、株価の下落により、普通株式を対価とする取得請求権の行使により取得されることとなる当社普通株式の数(以下「割当株式数」という。)が下記2に記載する算式によって算出される数に増加するものである。なお、A種優先株式の発行による手取金の総額については変動はない。

2. 割当株式数の修正基準及び修正頻度並びに交付価額の下限及び割当株式数の上限 割当株式数は、次の算式により算出される最大整数とする。

$$\text{割当株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の要項に定める基準価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

交付価額は、2010年1月15日以降の毎年1月15日及び7月15日(以下それぞれ「交付価額修正日」という。)に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額(以下「修正後交付価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額(291.7円)の65%(以下「下限交付価額」という。)を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、A種優先株式の要項の定める算式により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

また、上記算式中の基準価額が取得日や優先配当支払日等の複数の変数を用いて算定されるため、割当株式数の上限は定められていない(A種優先株式の発行日時点において、発行済株式総数に対する割当株式数の割合は15.36%である)。

3. 当会社の決定によるA種優先株式の全部又は一部の取得を可能とする旨の条項の有無

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(B) 優先配当金

1. A種優先配当金

当会社は、剰余金の配当（5に定めるA種優先中間配当金を除く。）を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき下記2に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部又は一部の配当（3に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、5に定めるA種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われるまでの間に、当社がA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

2. A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、1株につき、925円（ただし、2010年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、1株につき、842円とする。）とする。

ただし、ある事業年度（以下「A種優先配当金の変更前事業年度」という。）とその直前の事業年度の2事業年度連続して、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下3に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、5に定めるA種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が各事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しなかった場合には、A種優先配当金の変更前事業年度の翌事業年度（以下「A種優先配当金の変更事業年度」という。）以降、A種優先配当金の額は、1株につき、1,225円に変更されるものとする（以下「A種優先配当金の変更」という。）。

3. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。）の額の合計額が当該事業年度にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、5に定めるA種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。

4. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。

5. A種優先中間配当金

当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、2009年9月30日を基準日とするA種優先中間配当金の額は、1株につき、381円とする。

(C) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、(D) 1に定める基準価額を支払う。

なお、残余財産の分配の場合は、(D) 1に定める基準価額の計算における「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えて、基準価額を計算する。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(D) 取得請求権

1. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社に対し、2009年7月2日以降いつでも、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、次に定めるところにより、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生ずる日に、A種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下当該取得を行う日を「取得日」という。）。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、下記に従って計算される。なお、下記(1)又は(2)に基づいて算定されるA種優先株式1株あたりの取得価額を「基準価額」という。また、以下、「営業日」とは、銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含む。）に従い日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

(1) A種優先配当金の変更が行われていない場合

〈基本取得価額算式〉

$$\text{基本取得価額} = 10,000 \text{円} \times (1 + 0.0925)^m \times (1 + 0.0925)^n$$

基本取得価額算式における「m」は、(a)払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、払込期日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年の払込期日に相当する日（以下「払込期日応当日」という。）のうち、取得日の直前の払込期日応当日をいう（取得日が払込期日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）。

基本取得価額算式における「n」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には払込期日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

ただし、取得日（同日を含む。）までの間にA種優先配当金（累積未払A種優先配当金を含む。以下本項において同じ。）が支払われた場合（当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「支払済A種優先配当金」という。）には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額を基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

〈控除価額算式〉

$$\text{控除価額} = \text{支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.0925)^x \times (1 + 0.0925)^y$$

控除価額算式における「x」は、(a)支払済A種優先配当金を支払った日（以下「優先配当支払日」という。）からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、優先配当支払日から直前優先配当支払日までの経過年数（正の整数）とする。「直前優先配当支払日」とは、毎年の優先配当支払日に相当する日（以下「優先配当支払日」という。）のうち、取得日の直前の優先配当支払日である日をいう（取得日が優先配当支払日と同じ日である場合には、取得日を直前優先配当支払日とする。）。

控除価額算式における「y」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる。）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には優先配当支払日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前優先配当支払日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

(2) A種優先配当金の変更が行われた場合

〈A種優先配当金の変更後基本取得価額算式〉

$$\text{A種優先配当金の変更後基本取得価額} = \text{変更後計算基準日取得価額} \times (1 + 0.1225)^p \times (1 + 0.1225)^q$$

「変更後計算基準日取得価額」とは、A種優先配当金の変更前事業年度の末日（以下「計算基準日」という。）を取得日とした場合に、上記(1)に従って算定されるA種優先株式1株あたりの取得価額をいう。

A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「p」は、(a)計算基準日からその1年後の応当日の前日までの日が取得日である場合には零とし、また、(b)その後の日が取得日である場合には、計算基準日から直前応当日までの経過年数（正の整数）とする。「直前応当日」とは、毎年の計算基準日に相当する日（以下「計算基準日応当日」という。）のうち、取得日の直前の計算基準日応当日をいう（取得日が計算基準日応当日と同じ日である場合には、取得日を直前応当日とする。）。

A種優先配当金の変更後基本取得価額算式における「q」は、「残余日数」（以下に定義する。）を365で除した数とする（小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り捨てる）。「残余日数」とは、上記(a)の場合には計算基準日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とし、また、上記(b)の場合には直前応当日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの実日数とする。

ただし、計算基準日の翌日から取得日（同日を含む。）までの間にA種優先配当金が支払われた場合（計算基準日の翌日から当該取得日までの間に支払済みのA種優先配当金を「変更後支払済A種優先配当金」という。）には、A種優先株式1株あたりの取得価額は、次の算式に従って計算される価額をA種優先配当金の変更後基本取得価額から控除して調整される。A種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、変更後支払済A種優先配当金のそれぞれにつき、控除価額を計算し、控除する。

〈A種優先配当金の変更後控除価額算式〉

$$\text{A種優先配当金の変更後控除価額} = \text{変更後支払済A種優先配当金} \times (1 + 0.1225)^r \times (1 + 0.1225)^s$$

A種優先配当金の変更後控除価額算式における「r」及び「s」は、上記(1)の控除価額算式における「x」及び「y」に準じて算出される。この場合、上記(1)の「支払済A種優先配当金」を「変更後支払済A種優先配当金」に読み替える。

2. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、下記第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)号に定める条件で、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

2009年7月2日以降

(2) 取得の条件

- ① A種優先株主は、次に定める条件により当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに} \quad \text{A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の} \quad \div \quad \text{交付価額} \\ \text{交付すべき普通株式数} \quad = \quad \text{(C)1に定める基準価額の総額}$$

② 交付価額

イ 当初交付価額

当初交付価額は、291.7円とする。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、2010年1月15日以降の毎年1月15日及び7月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記ハにより調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。

ハ 交付価額の調整

- (a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもつて交付価額（上記ロに基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{交付価額} \quad = \quad \text{交付価額} \quad \times \quad \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式によりA種優先株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）
- 調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 普通株式の株式分割をする場合
- 調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）
- 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 普通株式の併合をする場合
- 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。
- (v) 上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- (c) (i) 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- (ii) 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な交付価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。
- (e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合には、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 取得請求受付場所

株主名簿管理人 住友信託銀行株式会社 証券代行部

④ 取得の効力発生

取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主(2.の規定に基づく取得請求を行った株主に限る。)は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

(E) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

A種優先株式1株あたりの取得価額は、(a)払込期日からその1年後の応当日の前日までの日が金銭対価取得条項取得日である場合には、(D)1に定める基準価額に1.02を乗じて算出される額とし、(b)その後の日が金銭対価取得条項取得日である場合には、(D)1に定める基準価額と同額とする。なお、上記の基準価額の算出においては、(D)1に定める基準価額の計算における「取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(F) 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている旨及び議決権の有無に差異がある旨並びにそれらの理由

当会社は、自己資本の機動的かつ安定的な調達を可能にするために、異なる内容の株式として、普通株式のほか、A種優先株式についての定めを定款に定めております。普通株式の単元株式数が1,000株であるのに対し、A種優先株式については、単元株式数を定めておりません。また、A種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

(G) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

(H) A種優先株式に係る欄外記載事項

1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容
該当事項はありません。

2. A種優先株式に表示された権利の行使に関する事項についてのA種優先株主と当会社との間の取決めの内容

上記(D)1に記載の金銭を対価とする取得請求は、2009年5月20日付の当会社と割当先(UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合及びUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合をいう。以下、本2並びに下記3及び4において同じ。)との間で締結された投資契約(以下「本投資契約」という。)において、下記のいずれかの事由(以下「本件取得請求可能事由」といいます。)に該当しない限り、その行使が制限(合意による金銭を対価とする取得請求権の制限)されています。

- (1) A種優先株式の発行後7年を経過した場合
- (2) 当会社の義務（金銭を対価とする取得請求権に応じることができるようにするための分配可能額を確保する努力義務、その他当会社の割当先に対する遵守事項等の本投資契約における当会社の義務。本号において同じ。）が履行されない場合（但し、重大でない義務違反の場合は除き、情報開示義務違反の場合には、割当先から当該義務が履行されていない旨の書面による通知を当会社が受領した後10営業日を経てもなお当該義務が履行されていないと割当先が判断した旨の書面通知を当会社が受領した場合に限る。）
- (3) 当会社が故意又は過失により、本投資契約に定める表明及び保証（有価証券報告書等が適法に作成されていること、基準日後の偶発債務の不存在、後発事象の不存在、重要な契約違反の不存在、重要な訴訟等の不存在その他第三者割当による株式の割当てにおいて一般的に行われる表明及び保証）の違反（但し、軽微なものを除く）を行った場合
- (4) 当会社の各四半期会計期間の末日における四半期関係書類（各四半期会計期間の末日における単体の貸借対照表に準じるものその他各四半期会計期間の当会社の単体の財務内容等を記載した当会社が作成する資料をいう。以下同じ。）に記載される株主資本合計額が2,450億円を下回った場合（但し、①当会社が、当該四半期会計期間の末日から45日以内に、割当先が合理的に満足する内容の当会社の株主資本合計額を増加させるための具体的な施策を記載した書面を割当先に対して提出した場合であって、②当該書面の提出日から60日以内に、(i)当会社の単体の貸借対照表に記載される株主資本合計額が2,450億円以上となったこと、又は(ii)当会社の単体の株主資本合計額が2,450億円以上となることが確実であることを、当会社が割当先が合理的に満足する内容の資料（上記①の具体的な施策の結果又は進捗状況を記載した資料を含むがこれに限られない。）とともに書面により通知したときには、この限りではない。）
- (5) 当会社の各事業年度末日及び第2四半期連結会計期間の末日における連結貸借対照表に記載される株主資本合計額が、2009年3月期末日における連結貸借対照表に記載される株主資本合計金額の75%に相当する金額、又、直前の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される株主資本合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額を下回った場合（但し、本投資契約に定義するシニアローン契約に基づく当会社の借入が残存するときには、当該シニアローン契約に基づき当会社に対する期限の利益を喪失させる旨の通知がなされるまでの間は、割当先は金銭を対価とする取得請求を行うことができない）
- (6) 当会社の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合（但し、上記(5)の但書と同様の金銭を対価とする取得請求の制限がある。）
- (7) 特定株主グループ（当会社の株式等の所有者及びその共同所有者又は当会社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者をいう。）の特定株主グループ議決権割合が、3分の1を超えることとなった場合（但し、特定株主グループが取引所金融商品市場において行う買付けにより本号に該当することとなった場合は、この限りではない。）

また、上記(D)2に記載の普通株式を対価とする取得請求は、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に、割当先が保有するA種優先株式について行うことができることとされています（合意による普通株式を対価とする取得請求の制限）。

- (1) 本投資契約に従って割当先が金銭を対価とする取得請求を行ったにもかかわらず、請求を行った日における当会社の分配可能額を超える請求であったこと又はその他の理由により、当会社が当該金銭を対価とする取得請求をしたA種優先株式の一部でも取得しない場合当該金銭を対価とする取得請求により当会社が取得するA種優先株式以外の割当先の保有するA種優先株式の全部又は一部
- (2) 本件取得請求可能事由のいずれかの事由が発生し、かつ、割当先の保有するA種優先株式の合計株数にその時点を取得日として算出される上記(D)1に定める基準価額を乗じた金額が当会社の分配可能額を上回る場合割当先の保有するA種優先株式の合計数から、普通株式を対価とする取得請求を行う日における会社法上有効な当会社の分配可能額を、当該日を取得日として算出される上記(D)1に定める基準価額で除して算出される株式数（端数切り捨て）を控除した株式数のA種優先株式の全部又は一部。なお、この場合において、各割当先が、普通株式を対価とする取得請求を行うことができるA種優先株式の数は、各割当先が保有するA種優先株式の数に基づき比例按分した株式数又は割当先が別途決定の上当会社に書面により通知した株式数とする。

3. 当会社の株券の売買に関する事項についてのA種優先株主と当社との間の取決めの内容

割当先であるA種優先株主は、A種優先株式の譲渡に関し、譲渡日の7営業日前までに譲渡の概要（譲渡予定先の氏名又は名称、譲渡先の業務の概要、譲渡予定株式数等）を当社に対して書面に通知した上で譲渡を行うことができます（但し、板ガラスの製造を主たる事業とする競合者、又は反社会的勢力に関係する者に譲渡することはできません。）。また、割当先からは、発行日から2年以内にA種優先株式又はA種優先株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合にはその内容を当社に報告する旨の確約を得ております。

4. 当会社の株券の貸借に関する事項についてのA種優先株主（割当先）と当会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容
当会社の知る限り、当該取決めはありません

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
A種優先株主（割当先）との間で、上記2に記載した本投資契約における合意を除き、A種優先株式の内容を実質的に変更するような条件等の合意はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年5月13日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	23,000
新株予約権の数（個）	4,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	42,435,424
新株予約権の行使時の払込金額（円）	542（注）
新株予約権の行使期間	平成16年5月20日 ～平成23年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 542 資本組入額 271
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

①平成16年6月29日開催の定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	455,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	418(注2)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日 ～平成26年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 418 資本組入額 209
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

②平成17年6月29日開催の定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	495
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	495,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	466(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成27年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成18年6月29日開催の定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	345
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	345,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	578(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日 ～平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 799.2 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額をもって新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成19年8月30日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	281
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成19年9月29日 ～平成49年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667.31 資本組入額 334
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の取締役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、組織再編という。)を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、組織再編対象会社という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成20年8月28日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	461
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	461,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年9月28日 ～平成50年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498.51 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の取締役、執行役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、組織再編行為という。)を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、組織再編対象会社という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

当社は会社法第236条、第238条、第240条及び第416条の規定に基づき平成21年8月26日開催の当社取締役会決議による委任により平成21年9月14日の当社代表執行役の決定に基づき、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成21年9月14日の代表執行役の決定

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	796
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	796,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日 ～平成51年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256.12 資本組入額 129
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、原則として、当社の取締役、執行役、執行役員及び理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。 ③その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で別途締結する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株である。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、組織再編行為という。)を行う場合において、当該組織再編行為に係る契約書又は計画書等で、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対して会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、組織再編対象会社という。)の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率及び当該契約書又は計画書等に定める条件に従い、当該新株予約権者に対して、組織再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅することとし、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	672,550,999	—	96,147	—	104,470

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、フィデリティ投信株式会社から、平成21年12月4日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成21年11月30日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成21年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	30,100	4.48
合計	30,100	4.48

当第3四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者6社から、平成21年12月22日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されており、平成21年12月15日現在でそれぞれ以下の株券等を保有している旨の報告を受けましたが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として平成21年12月31日現在の各社の実質所有株式数の確認ができません。

なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	52,593	7.82
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッド (JPMorgan Asset Management(UK)Limited)	1,122	0.17
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・ インク (J.P.Morgan Investment Management Inc.)	3,639	0.54
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク (J.P.Morgan Whitefriars Inc.)	678	0.10
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソ シエーション	1,090	0.16
JPモルガン証券株式会社	3,287	0.49
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド (J.P.Morgan Securities Ltd.)	2,898	0.43
合計	65,310	9.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

（平成21年12月31日現在）

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 3,000,000	—	1. (1) ② [発行済株式]の(注3)参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,430,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 664,864,000	664,864	—
単元未満株式	普通株式 3,256,999	—	—
発行済株式総数	普通株式 672,550,999	—	—
総株主の議決権	—	664,864	—

② 【自己株式等】

（平成21年12月31日現在）

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本板硝子㈱	東京都港区三田 三丁目5番27号	1,430,000	—	1,430,000	0.21
計	—	1,430,000	—	1,430,000	0.21

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月 別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最 高(円)	311	321	314	294	374	348	312	289	274
最 低(円)	244	247	268	231	276	288	267	206	216

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員 の 異 動 は、次 の と お り で あ り ま す。

(1) 取締役 の 状 況

① 退任取締役

氏名	退任年月日
スチュアート・チェンバース (Stuart Chambers)	平成21年9月30日

(注) 指名委員会委員及び報酬委員会委員退任

② 役職 の 異 動

役名	職名	旧役職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役会議長兼 取締役会長 指名委員会委員長 監査委員会委員	取締役	取締役会議長 指名委員会委員長 監査委員会委員	出原 洋三	平成21年10月1日
取締役	指名委員会委員 報酬委員会委員	取締役	取締役会長 監査委員会委員 報酬委員会委員	藤本 勝司	平成21年10月1日

(2) 執行役 の 状 況

① 新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任 年月日
代表執行役	社長兼CEO	藤本 勝司	昭和18年 7月28日生	昭和43年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 平成16年6月 当社代表取締役 社長執行役員 平成19年10月 当社社長執行役員兼CEO 平成20年6月 当社取締役会長 平成21年10月 当社取締役 代表執行役 社長兼CEO (現)	(注)	普通株式 93	平成21年 10月1日

(注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

② 退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
代表執行役	社長兼CEO	スチュアート・チェンバース (Stuart Chambers)	平成21年9月30日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	99,394	94,979
受取手形及び売掛金	101,701	94,291
商品及び製品	63,459	69,335
仕掛品	10,800	10,352
原材料及び貯蔵品	32,698	34,139
その他	23,547	25,950
貸倒引当金	△5,396	△3,815
流動資産合計	326,203	325,231
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	143,682	147,014
減価償却累計額	△78,323	△79,334
建物及び構築物(純額)	65,359	67,679
機械装置及び運搬具	364,183	366,197
減価償却累計額	△197,191	△188,927
機械装置及び運搬具(純額)	166,991	177,270
工具、器具及び備品	44,768	41,603
減価償却累計額	△28,152	△25,200
工具、器具及び備品(純額)	16,617	16,403
土地	41,031	46,483
リース資産	8,433	8,089
減価償却累計額	△3,706	△3,136
リース資産(純額)	4,727	4,953
建設仮勘定	1,666	4,690
有形固定資産合計	296,391	317,478
無形固定資産		
のれん	131,211	132,882
その他	121,800	127,283
無形固定資産合計	253,011	260,165
投資その他の資産		
投資有価証券	57,408	55,935
その他	57,946	67,745
貸倒引当金	△1,812	△1,334
投資その他の資産合計	113,542	122,347
固定資産合計	662,944	699,989
資産合計	989,147	1,025,221

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,226	61,902
短期借入金	28,290	84,784
1年内償還予定の社債	10,000	—
リース債務	2,236	3,038
未払法人税等	7,308	19,369
引当金	15,245	24,403
その他	67,161	75,820
流動負債合計	191,466	269,315
固定負債		
社債	50,000	60,000
長期借入金	320,368	273,557
リース債務	3,455	4,943
退職給付引当金	64,242	62,808
修繕引当金	10,459	10,159
その他の引当金	7,919	6,714
その他	78,808	80,502
固定負債合計	535,251	498,683
負債合計	726,717	767,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,147	96,147
資本剰余金	135,287	105,287
利益剰余金	80,935	118,159
自己株式	△594	△585
株主資本合計	311,775	319,009
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	830	2,339
繰延ヘッジ損益	△4,494	△10,756
為替換算調整勘定	△55,349	△63,944
評価・換算差額等合計	△59,013	△72,361
新株予約権	696	493
少数株主持分	8,972	10,082
純資産合計	262,430	257,223
負債純資産合計	989,147	1,025,221

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	586,437	443,867
売上原価	418,484	332,079
売上総利益	167,953	111,788
販売費及び一般管理費	*1 154,533	*1 128,437
営業利益又は営業損失(△)	13,420	△16,649
営業外収益		
受取利息	4,214	1,483
受取配当金	1,032	457
持分法による投資利益	3,836	1,126
その他	1,843	1,642
営業外収益合計	10,927	4,707
営業外費用		
支払利息	15,957	11,679
その他	3,808	2,134
営業外費用合計	19,765	13,813
経常利益又は経常損失(△)	4,581	△25,755
特別利益		
固定資産売却益	820	986
投資有価証券売却益	7,719	4,141
関係会社株式売却益	30,028	279
その他	517	1,414
特別利益合計	39,086	6,821
特別損失		
固定資産除却損	—	399
固定資産売却損	—	126
減損損失	1,240	5,210
関係会社株式売却損	—	1,429
事業構造改善費用	2,093	3,392
EU独禁法決定通知に伴う引当金繰入額	8,438	—
その他	1,520	3,023
特別損失合計	13,293	13,580
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	30,374	△32,514
法人税等	17,726	△1,384
少数株主利益	2,104	936
四半期純利益又は四半期純損失(△)	10,543	△32,066

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	155,355	150,878
売上原価	119,428	109,024
売上総利益	35,926	41,854
販売費及び一般管理費	※1 39,704	※1 42,281
営業損失(△)	△3,777	△427
営業外収益		
受取利息	1,194	589
受取配当金	126	39
持分法による投資利益	△423	1,514
為替差益	1,414	1,535
その他	△43	275
営業外収益合計	2,268	3,952
営業外費用		
支払利息	4,629	4,263
その他	1,821	274
営業外費用合計	6,450	4,537
経常損失(△)	△7,959	△1,012
特別利益		
固定資産売却益	11	197
投資有価証券売却益	5	2
関係会社株式売却益	△9	215
その他	—	△145
特別利益合計	7	270
特別損失		
固定資産除却損	—	284
固定資産売却損	—	78
減損損失	20	668
関係会社株式売却損	—	1,429
事業構造改善費用	1,106	1,310
EU独禁法決定通知に伴う引当金繰入額	△533	—
その他	260	1,290
特別損失合計	853	5,059
税金等調整前四半期純損失(△)	△8,806	△5,802
法人税等	△1,455	△557
少数株主利益	418	573
四半期純損失(△)	△7,768	△5,818

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	30,374	△32,514
減価償却費	44,324	37,807
減損損失	1,240	5,210
のれん償却額	6,740	5,684
貸倒引当金の増減額(△は減少)	312	1,848
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△15,824	1,983
修繕引当金の増減額(△は減少)	294	301
E U独禁法関連引当金の増減額(△は減少)	19,818	—
固定資産除売却損益(△は益)	156	△461
投資有価証券売却及び評価損益(△は益)	△7,640	△4,141
関係会社株式売却損益(△は益)	△30,028	1,150
受取利息及び受取配当金	△5,247	△1,939
支払利息	15,957	11,679
持分法による投資損益(△は益)	△3,836	△1,126
売上債権の増減額(△は増加)	25,218	△12,057
たな卸資産の増減額(△は増加)	△15,486	6,910
仕入債務の増減額(△は減少)	△26,340	803
その他	△5,044	△3,318
小計	34,987	17,817
利息及び配当金の受取額	11,021	3,641
利息の支払額	△19,199	△17,439
法人税等の支払額	△8,858	△13,496
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,951	△9,477
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△34,229	△11,131
有形固定資産の売却による収入	2,146	1,573
無形固定資産の取得による支出	△296	△496
投資有価証券の取得による支出	△663	△16
投資有価証券の売却による収入	9,647	7,659
関係会社株式の取得による支出	△2,606	△1,452
関係会社株式の売却による収入	42,655	9,077
短期貸付金の増減額(△は増加)	△6,938	△3,496
長期貸付けによる支出	△61	△5,437
長期貸付金の回収による収入	—	7,469
その他	94	454
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,746	4,204

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△30,936	3,415
長期借入れによる収入	1,285	109,276
長期借入金の返済による支出	△43,207	△120,204
社債の発行による収入	24,847	—
社債の償還による支出	△10,000	—
株式の発行による収入	—	30,000
配当金の支払額	△4,026	△5,125
少数株主への配当金の支払額	△2,386	△870
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,840	△2,335
その他	△43	△1,273
財務活動によるキャッシュ・フロー	△67,308	12,883
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14,444	2,322
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△54,055	9,932
現金及び現金同等物の期首残高	103,293	75,598
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,181	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 51,420	※1 85,529

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p style="text-align: center;">当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第2四半期連結会計期間より、Siam MSG Thailand Co.Ltd.については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、日本板硝子ビジネスアシスト㈱については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、Pilkington Chile Ltd.及びPilkington Chile Holding SpAを新規に設立したため連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、Pilkington Equipment Leasing LLCを新規に設立したため連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であった日本板硝子東関東販売㈱は、他の連結子会社に吸収合併されたため、第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、連結子会社であるPilkington Finanziaria SpA、Pilkington Holding SpA及びGewerkschaft Wilhelmine Catharina-Koenig Wilhelm GmbHは他の連結子会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったNSG America, Inc.を譲渡したため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、連結子会社であるPilkington Schweiz AG、Pilkington Glas Thun AG、Pilkington Glas Munchenbuchsee AG及びPilkington Glas Wikone AGを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、連結子会社である日本無機㈱及びPilkington France SASを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間より、連結子会社であるPilkington Stockholm AB及びPolmat IGP Sp. Z.o.o.を清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 223社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p>	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第2四半期連結会計期間より、台湾汽車玻璃股份有限公司及びFlachglas Markenkreis GmbHは株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 21社</p>
<p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる影響額は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載してあります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結貸借対照表) 前第3四半期連結会計期間において、固定負債の「その他の引当金」に含めて表示しておりました「修繕引当金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の固定負債の「その他の引当金」に含まれる「修繕引当金」は10,058百万円です。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当社及び連結子会社は、一般債権の貸倒見積高の算定において、前連結会計年度において算定した貸倒実績率を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
2. たな卸資産の評価方法	当社及び連結子会社は、当第3四半期連結会計期間末におけるたな卸高を、第2四半期連結会計期間末に係わる実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	当社及び連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 税金費用の計算	当社及び連結子会社は、税金費用について、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間

(自 平成21年4月1日

至 平成21年12月31日)

(優先株式の発行)

当社は平成21年5月20日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行を決議いたしました。また、当社は、平成21年6月26日開催の第143期定時株主総会において本優先株式の発行のために必要となる「定款一部変更の件」を決議しました。

本優先株式発行に係わる払込みは平成21年7月1日に完了いたしました。

1. 株式の種類

日本板硝子株式会社A種優先株式

2. 発行株式数

3,000,000株

3. 発行価格

1株につき 金10,000円

4. 発行価額の総額

30,000,000,000円

5. 資本組入額及び資本準備金組入額

資本組入額 : 1株につき 金5,000円

資本準備金組入額 : 1株につき 金5,000円

6. 資本組入額の総額及び資本準備金組入額の総額

資本組入額の総額 : 15,000,000,000円

資本準備金組入額の総額 : 15,000,000,000円

7. 発行方法

第三者割当の方法によりUDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合に対し割り当てました。

8. 配当率

年9.25% (追加で平成22年3月期の間配当として年1.5%)

9. 第三者割当者の金銭対価取得請求権

第三者割当者は発行日から7年経過した日以降、又は当社が財務条項を満たさなかった場合等には当社へ優先株式の買取請求が可能。

10. 当社の金銭対価取得条項 :

当社はいつでも優先株式を買い戻すことが可能。また、1年以内であれば年2%のプレミアムの支払が必要。

11. 議決権

なし

12. 資金の用途

約230億円は既存の有利子負債の返済に充当し、残る資金は通常の事業資金に充当しました。

(資本金及び資本準備金の減少)

平成21年5月20日開催の取締役会において、日本板硝子株式会社A種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加額分に係わるそれぞれの減少に関する決議をし、平成21年7月1日に実施いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の減少の方法

会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の手續きによります。

2. 減少した資本金及び資本準備金の額

減少した資本金の額 : 15,000,000,000円

減少した資本準備金の額 : 15,000,000,000円

当第3四半期連結累計期間

(自 平成21年4月1日

至 平成21年12月31日)

(株式交換)

当社グループは、平成21年12月31日に株式交換により、Taicang Pilkington China Glass Special Glass Limited社(太倉中玻皮爾金頓特種玻璃有限公司=TPCGSG社)の株式を100%取得することについて、中国China Glass Holdings社(CGH社)と合意いたしました。当社グループはCGH社が保有するTPCGSG社の株式を取得し、代わりに、当社グループが保有するJV Investments Limited社(JVI社)の株式40.14%の一部をCGH社に譲渡します。

CGH社は、香港証券取引所上場企業であり、当社グループはその29.9%の株式を保有しています。また、当社グループはCGH社との間に2つの合弁事業を有しています。その1つが、中国江蘇省太倉にある50:50の合弁事業TPCGSG社で、低鉄型板ガラスの製造販売をしています。このガラスは、結晶シリコン型太陽光発電モジュールのカバーガラスとして使用されます。もう1社がJVI社で、こちらはCGH社及び、Hony Capital社が運営する投資ファンドと、当社グループとの3社合弁事業です。JVI社は中国で多数のフロートラインを保有しており、当社グループはその株式を現時点で40.14%保有しています。

当社グループは、CGH社が保有するTPCGSG社の株式50%を取得します。代わりに、当社グループは、JVI社の発行済み株式の14.68%をCGH社に譲渡します。この結果、取引完了時には、当社グループはTPCGSG社の株式100%及びJVI社の株式25.46%を保有することになります。この株式交換の完了にはCGH社の他の株主の合意が必要です。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証及び保証予約等を行っております。 債務保証残高 3,420 百万円 保証予約等残高 80 〃 計 3,500 〃</p>	<p>1. 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証及び保証予約等を行っております。 債務保証残高 5,635 百万円 保証予約等残高 80 〃 計 5,715 〃</p>
<p>(2) ドイツの連結子会社における少数株主持分に係る裁判について 当社グループのPilkington Holding GmbH (当時の名称はPilkington Deutschland GmbH)は、平成元年にDahlbusch AGと損益通算契約を締結し、少数株主持分の買取オファーを行いました。一部の少数株主は金額に不服有りとして法的手続きに訴え、平成元年より裁判が継続しております。 一審は平成18年12月に決定を下し、平成19年2月に、Dahlbusch AGの株式について優先株式1株当たり629ユーロ (当初の申し出は578ユーロ) および普通株式1株当たり330ユーロ (当初の申し出は292ユーロ)に加え、当初申し出をした平成元年3月からの金利 (基準金利プラス2%) を支払う旨の決定が下されました。また、今まで支払われた配当については上記の金利から差し引く権利を与えられております。少数株主とPilkington Holding GmbH両社は、この決定に対し控訴しておりますが、平成21年6月に、高等地方裁判所より、先の一審の決定を支持する決定がなされました。 平成21年3月31日時点では支払が確実に見込まれる以前の少数株主に対するものと残りの株主への利息支払として25百万ユーロ (3,272百万円) を既に引当計上してしております。裁判所の決定を受けて、残りの少数株主の大多数は裁判所が下した価格を適用することを決めた結果、残りの少数株主に7.7百万ユーロ (1,008百万円) が支払われました。平成21年9月10日で買取オファーの期限が切れたことにより、残りの少数株主への更なる債務は発生しません。 当初の買取オファーに応じた以前の少数株主への追加支払額は平成21年12月31日時点で利息を含めて21.6百万ユーロ (2,867百万円) でした。また、2百万ユーロ (265百万円) の支払利息を残りの少数株主に支払いました。これらの支払には引当金を充当しました。潜在的な追加支払額の上限は4.1百万ユーロ (544百万円) ですが、この時効期間は3年間で平成24年12月31日に出訴期限が切れます。</p>	<p>(2) ドイツの連結子会社における少数株主持分に係る裁判について 当社グループのPilkington Holding GmbH (当時の名称はPilkington Deutschland GmbH)は、平成元年にDahlbusch AGと損益通算契約を締結し、少数株主持分の買取オファーを行いました。一部の少数株主は金額に不服有りとして法的手続きに訴え、平成元年より裁判が継続しております。 一審は平成18年12月に決定を下し、平成19年2月に、Dahlbusch AGの株式について優先株式1株当たり629ユーロ (当初の申し出は578ユーロ) および普通株式1株当たり330ユーロ (当初の申し出は292ユーロ)に加え、当初申し出をした平成元年3月からの金利 (基準金利プラス2%) を支払う旨の決定が下されました。また、今まで支払われた配当については上記の金利から差し引く権利を与えられております。少数株主とPilkington Holding GmbH両社は、この決定に対し控訴しております。これに関して、平成21年6月に、高等地方裁判所より、一審の決定の支持が早期に出される旨の確認通知を受けました。 平成21年3月31日時点では支払が確実に見込まれる以前の少数株主に対するものとして25百万ユーロ (3,192百万円) を既に引当計上してしております。これに加え、その他の残りの少数株主に対して最大で約9百万ユーロ (1,170百万円) の債務を負う可能性があります。現時点では金額を算定することは困難と考えております。</p>
<p>(3) ロシア合弁事業に係わるプットオプションの行使について 平成21年1月19日、当社グループのロシアにあるジョイントベンチャー、Pilkington Glass LLCの株式を保有するPilkington Nederland (No. 6) B.V.に対して、同社の合弁パートナーであるEEIF Sub VI N.V.により、その50%保有株式につきプットオプションの行使が行われました。当第3四半期会計期間に当社グループは、Pilkington Glass社の時価評価に基づき算定されるプットオプションの行使価格について、EEIF Sub VI N.V.社と合意致しました。これを受けて、平成22年1月6日にEEIF Sub VI N.V.社に対し42.5百万ユーロ (5,641百万円) を支払いました。</p>	<p>(3) ロシア合弁事業に係わるプットオプションの行使について 平成21年1月19日、当社グループのロシアにあるジョイントベンチャー、Pilkington Glass LLCの株式を保有するPilkington Nederland (No. 6) B.V.に対して、同社の合弁パートナーであるEEIF Sub VI N.V.により、その50%保有株式につきプットオプションの行使が行われました。当社グループは、Pilkington Glass社の時価評価に基づき算定されるプットオプションの行使価格について、EEIF Sub VI N.V.社との合意には至っておりません。これを受けて、EEIF Sub VI N.V.社は株主及び合弁パートナーとしての権利の行使を継続しております。当件より発生が見込まれる債務額を算定することは現時点では困難と考えております。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
運送保管費 42,370 百万円	運送保管費 32,285 百万円
人件費 41,804 "	人件費 35,273 "
貸倒引当金繰入額 923 "	貸倒引当金繰入額 3,081 "
賞与引当金繰入額 641 "	賞与引当金繰入額 3,723 "
退職給付費用 4,302 "	退職給付費用 8,673 "
役員退職慰労引当金繰入額 32 "	

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。
運送保管費 10,977 百万円	運送保管費 10,638 百万円
人件費 9,321 "	人件費 11,220 "
貸倒引当金繰入額 532 "	貸倒引当金繰入額 938 "
賞与引当金繰入額 99 "	賞与引当金繰入額 1,104 "
退職給付費用 2,268 "	退職給付費用 2,646 "
役員退職慰労引当金繰入額 9 "	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 71,732 百万円	現金及び預金勘定 99,394 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期 △107 "	負の現金同等物 △13,865 "
預金	
負の現金同等物 △20,204 "	現金及び現金同等物 85,529 "
現金及び現金同等物 51,420 "	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 669,550千株
A種優先株式 3,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,435千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 696百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月20日 取締役会	普通株式	2,004	3	平成21年3月31日	平成21年6月12日	利益剰余金
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	2,004	3	平成21年9月30日	平成21年12月4日	利益剰余金
平成21年11月12日 取締役会	A種優先株式	1,143	381	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年7月1日付で、第三者割当の方法によるA種優先株式を発行しました。この結果、当第2四半期連結会計期間において資本金が15,000百万円、資本準備金が15,000百万円増加しましたが、同日に資本金及び資本準備金増加額分をそれぞれ減少させ、これをその他資本剰余金へ振替えております。なお、詳細につきましては「追加情報」を参照下さい。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	建築用 ガラス事業 (百万円)	自動車用 ガラス事業 (百万円)	機能性 ガラス事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	73,878	57,502	18,861	5,112	155,355	—	155,355
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	477	902	204	1,370	2,954	(2,954)	—
計	74,355	58,405	19,066	6,482	158,309	(2,954)	155,355
営業利益又は営業損失(△)	1,201	△5,000	875	△867	△3,791	13	△3,777

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	建築用 ガラス事業 (百万円)	自動車用 ガラス事業 (百万円)	機能性 ガラス事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	62,526	65,339	17,828	5,185	150,878	—	150,878
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	3,137	539	239	1,268	5,183	(5,183)	—
計	65,663	65,878	18,067	6,453	156,061	(5,183)	150,878
営業利益又は営業損失(△)	△2,246	316	2,315	△811	△427	0	△427

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	建築用 ガラス事業 (百万円)	自動車用 ガラス事業 (百万円)	機能性 ガラス事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	270,614	245,269	58,117	12,436	586,437	—	586,437
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	1,754	3,063	742	3,874	9,435	(9,435)	—
計	272,368	248,333	58,859	16,311	595,872	(9,435)	586,437
営業利益又は営業損失(△)	12,147	5,459	4,340	△8,590	13,357	62	13,420

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	建築用 ガラス事業 (百万円)	自動車用 ガラス事業 (百万円)	機能性 ガラス事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	188,888	195,595	49,191	10,193	443,867	—	443,867
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	8,313	2,149	1,116	3,175	14,753	(14,753)	—
計	197,201	197,744	50,307	13,368	458,620	(14,753)	443,867
営業利益又は営業損失(△)	△10,743	△1,849	2,544	△6,600	△16,649	0	△16,649

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、連結財務諸表提出会社の売上集計区分によっております。

2. 事業区分に属する主要な製品名称

- 建築用ガラス事業 … 型板ガラス、フロート板ガラス、磨板ガラス、加工ガラス、建築材料
太陽電池向けガラス等
- 自動車用ガラス事業 … 加工ガラス等
- 機能性ガラス事業 … 光・ファインガラス製品、産業用ガラス製品、LCD製品、
特殊ガラス繊維製品、エアフィルタ関連製品、環境保全機器等
- その他の事業 … 設備エンジニアリング、試験分析等

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「建築用ガラス事業」で24百万円減少、「機能性ガラス事業」で32百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「建築用ガラス事業」で342百万円、「自動車用ガラス事業」で600百万円、「機能性ガラス事業」で535百万円、「その他の事業」で52百万円、それぞれ増加しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、当社の機械装置の耐用年数を3～15年から、3～9年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、「建築用ガラス事業」で125百万円、「自動車用ガラス事業」で33百万円、「機能性ガラス事業」で137百万円それぞれ減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる影響額は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を、第1四半期連結会計期間から適用しております。これによる影響額は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	48,063	67,115	21,868	18,306	155,355	—	155,355
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,066	33,639	5,175	5,097	48,979	(48,979)	—
計	53,130	100,755	27,044	23,404	204,334	(48,979)	155,355
営業利益又は営業損失(△)	470	△3,400	△1,356	591	△3,694	(83)	△3,777

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	46,100	65,744	17,973	21,061	150,878	—	150,878
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	36,383	35,952	3,948	6,317	82,600	(82,600)	—
計	82,483	101,696	21,921	27,378	233,478	(82,600)	150,878
営業利益又は営業損失(△)	1,300	△448	△3,806	2,528	△427	0	△427

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	149,713	288,291	77,326	71,106	586,437	—	586,437
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	17,688	165,764	20,174	18,608	222,236	(222,236)	—
計	167,402	454,055	97,501	89,715	808,674	(222,236)	586,437
営業利益又は営業損失(△)	2,101	8,582	△3,769	6,363	13,277	142	13,420

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	欧州 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	125,175	197,609	58,513	62,570	443,867	—	443,867
(2)セグメント間の 内部売上高又は振替高	84,724	120,805	13,772	18,409	237,710	(237,710)	—
計	209,899	318,414	72,285	80,979	681,577	(237,710)	443,867
営業利益又は営業損失(△)	△4,405	△11,566	△6,092	5,415	△16,649	0	△16,649

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- | | | |
|--------|----|-----------------------|
| 欧州 | …… | イギリス、ドイツ、イタリア等 |
| 北米 | …… | アメリカ、カナダ |
| その他の地域 | …… | ブラジル、アルゼンチン、中国、マレーシア等 |
3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益が57百万円減少しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

第1四半期連結会計期間より、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法を、定率法から定額法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益が1,531百万円増加しております。

(有形固定資産の減価償却の方法)

法人税法改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、当社の機械装置の耐用年数を3～15年から、3～9年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益が296百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。これによる影響額は軽微であります。

当第3四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を、第1四半期連結会計期間から適用しております。これによる影響額は軽微であります。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	63,983	20,026	13,643	13,343	110,998
II 連結売上高（百万円）					155,355
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	41.2	12.9	8.8	8.6	71.4

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	61,250	17,421	22,378	12,690	113,739
II 連結売上高（百万円）					150,878
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	40.6	11.5	14.8	8.4	75.4

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	277,198	75,267	48,983	50,101	451,550
II 連結売上高（百万円）					586,437
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	47.3	12.8	8.4	8.5	77.0

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	欧州	北米	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	188,157	54,934	52,089	39,358	334,538
II 連結売上高（百万円）					443,867
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合（%）	42.4	12.4	11.7	8.9	75.4

（注）1. 海外売上高は、連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 区分に属する主な国又は地域

欧州 … イギリス、ドイツ、イタリア等

北米 … アメリカ、カナダ

アジア … 中国、マレーシア、フィリピン等

その他の地域 … ブラジル、アルゼンチン等

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	1,927	2,641	715
(2) 債券	3,137	3,728	591
(3) その他	—	—	—
合計	5,064	6,369	1,305

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

対象物の種類	取引の種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	6,909	7,352	△443
	買建	5,717	5,720	2
金利	スワップ取引			
	受取固定・支払変動	12,432	260	260
	受取変動・支払固定	11,055	△1,258	△1,258

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	332.38円	1株当たり純資産額	369.15円

2. 1株当たり四半期純利益(損失)金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.78円	1株当たり四半期純損失金額	△50.74円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	14.83円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益(△損失)金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益(△損失)金額		
四半期純利益(△損失)金額(百万円)	10,543	△32,066
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	1,835
(うち優先配当額(百万円))	—	(1,835)
普通株式に係る四半期純利益(△損失)金額(百万円)	10,543	△33,901
期中平均株式数(千株)	668,217	668,130
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	42,856	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	A種優先株式3,000千株 これらの詳細については、第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕の中の(1)〔株式の総数等〕に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △11.63円	1株当たり四半期純損失金額 △9.74円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失(△)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失(△)金額		
四半期純損失(△)金額(百万円)	△7,768	△5,818
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	692
(うち優先配当額(百万円))	—	(692)
普通株式に係る四半期純損失(△)金額 (百万円)	△7,768	△6,509
期中平均株式数(千株)	668,180	668,118
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	A種優先株式3,000千株 これらの詳細については、第4 〔提出会社の状況〕1〔株式等 の状況〕中の(1)〔株式の 総数等〕に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(資金の借入) 当社の連結子会社であるNSG UK Enterprises Ltd.は平成22年1月29日に下記の内容で借入契約を締結しました。 1. 借入先 三井住友銀行、バンクオブアメリカ・エヌ・エイ、BNPパリバ銀行、シティバンク銀行、 インテサ・サンパオロ 2. 借入金額 350億円相当のユーロおよびUSドル 3. 借入期日 平成22年1月29日 4. 返済期限 平成27年1月29日 5. 借入利率 ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)をベースとしております。 6. 資金用途 既存借入金の返済

2 【その他】

平成21年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議致しました。

(1) 中間配当による配当金の総額 普通株式 2,004百万円 A種優先株式 1,143百万円

(2) 1株当たりの金額 普通株式 3円 A種優先株式 381円

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 普通株式 平成21年12月4日 A種優先株式 平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

日本板硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 則春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 要 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年1月29日開催の取締役会において、今後の収益改善・事業効率向上施策について承認した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

日本板硝子株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 則春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年1月29日において、新規の借入契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。